

ドイツ連邦共和国における兵役拒否 －良心の決断から社会福祉へ－

市川ひろみ

今治明徳短期大学

広島大学平和科学研究センター客員研究員

From Exceptional Individual Decision to Social Welfare: Conscientious Objection in the Federal Republic of Germany

Hiromi ICHIKAWA

Imabari Meitoku Junior College

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

Congscription was a product of the modern state. It was revolutionary that people of all classes fight for their own country. Conscription has been regarded as democratic. Right to refuse conscriptive service is also a product of modern state. Freedom of conscience should be guaranteed as a basic human right. So the state established civil service as an alternative.

The Basic Law of the Federal Republic of Germany adopted on May 8, 1949 was the first constitution that ever stipulated the right of conscientious objection. It was 7 years before the ratification of general conscription. Nowadays about the half of people eligible for service choose to serve as a "Zivi", not as a soldier. In Germany

civilian service is considered more important for the people than conscription into the armed forces. The civil service has become an indispensable part of the social welfare system.

This short paper looks briefly into the transformation of the meaning of conscientious objection : from exceptional individual decisions to social welfare.

はじめに

ドイツ連邦共和国では、基本法（憲法）に良心に基づいた兵役拒否の権利が建国当初から明示された。その後の再軍備、兵役義務化によって兵役拒否はその例外として承認されることとなった。この「代替」であった役務が、現在では「民間」役務として広く社会に定着している。ドイツは兵役が課されている国にはめずらしく、兵役の代わりに民間施設で役務に就く人達が社会において比較的高く評価され、彼らは「ツィヴィ」と呼ばれている。

このように兵役拒否の社会的な意味が変化したことに重要な役割を果たしたのは、国家の制度であった。制度が武器を持たないという選択を比較的安易なものにし、「ツィヴィ」らを社会の中に送りだした。制度をそのようなものにさせることになったのは、軍役を拒否した人達が存在したことだった。

本稿では、制度内の少数者と位置づけられていた兵役拒否者が増加したことが、制度の変更をもたらし、新たな制度のもとで社会に広く受け入れられる存在となつた経緯を概観したい。ただし、軍役に就くことは拒否するが、民間の役務には就くという人々に注目し、民間役務も拒否する完全拒否者については稿を改めて論じたい。

【1】 兵役拒否の権利保障

ドイツ連邦共和国基本法は、「良心に基づく兵役拒否の権利」を明記した最初の憲法であり、他の国の憲法に比べ最も明確に規定している。この権利が建国当初から基本的人権として保障される背景には次の2点があった。

1) 敗戦後の強い平和主義志向

敗戦後ドイツ国民には強い反軍事・平和主義の意識が広まっていた。米、英、仏の西側連合国に占領されていた部分の11のラント（州）憲法や法律は兵役拒否について規定している。たとえば、バーデン州憲法（1947年）ではその第3条で「バーデン市民は軍務の遂行を強制されてはならない」と全くの限定なしに、強制される

軍務に就かない権利が明記されている。また、バイエルン州は「兵役拒否を罰しないことに関する法律」を47年に発布した。「バイエルンは平和、自由そして国際協調を信奉する。戦争は国際法によって追放されている。バイエルン人民代表はこの国際法の諸原則に基づき、以下の法律を発布する。第1条 いかなる市民も軍務あるいは戦争行為に参加することを強制されない。この権利を主張することによって、彼にいかなる不利益も生じてはならない。」としている。これらの規定には、市民の間に強かった国際協調主義、平和主義が強く反映されている。

2) 過去との決別のシグナル として

48年のベルリン封鎖、49年の北大西洋条約調印と東西の対立が深刻になるなか、憲法の作成作業が進められた。このころにはすでにドイツの再軍備が視野に入れられていた。新たな軍隊は過去のワイマール時代の「国家のなかの国家」となってしまった帝国国防軍とも、ナチスの時代の国防軍とも異なる存在でなければならなかった。第三帝国の時代には、兵役拒否者は投獄・処刑され、収容所に送られた。この二つの伝統を引き継いでいることを示す必要があった。

1949年に制定された基本法第4条1項において「信仰・良心の自由、並びに宗教および世界観の告白の自由」を保障し、第4条3項は、「何人も、その良心に反して武器をもってする戦争の役務を強制されてはならない。詳細は、連邦法律で、これを定める」と規定している。このように、連邦共和国では、兵役が義務化される以前、そもそも軍隊が存在する以前に武器を持って戦うことを拒否する権利が基本法で保障された。兵役の例外であるはずの「兵役拒否権」、「民間代替役務」が先に規定されたのである。

基本法では、ラントの憲法や法律の規定と異なり「その良心に反して」との限定が付されている。そして冷戦の激化を反映して、戦争そのものを否定する国際協調主義・平和主義に基づくのではなく、兵役拒否の権利は個人の倫理的な良心の問題に限定されており、個人主義的、自由主義的な理解がなされている。ここで想定されているのは少数者であり、とりわけその教えが軍役を禁じている宗教上の少数者であった（Werner, S. 46., 笹川）。

【2】 兵役の例外としての「兵役拒否」

1) 兵役義務法制定

1955年には志願兵法が成立し、56年には兵役義務法が制定された。

兵役義務法第3章に「兵役拒否者に関する規定」を設け、第25条で「良心の理由に基づいて、国家間のあらゆる武器使用に関与することに反対し、したがって武器をもってする軍務を拒否するものは、軍務に代わって、連邦国防軍以外の非軍事的な代役に従事しなければならない。この者は、その申請に基づき、武器を持たない連邦国防軍の役務にこれを動員することができる」としている。これにともない、基本法が改正された。第12a条1項は「男子に対しては18歳から軍隊、連邦国境警備隊または民間防衛団における役務に従事する義務を課すことができる」とし、同条2項が「良心上の理由から武器をもってする軍務を拒否するものに対しては、代役に従事する義務を課すことができる。この代役の期間は兵役の期間を超えるものであってはならない。詳細は法律でこれを定めるが、この法律は良心の決定の自由を侵害してはならず、かつ、軍隊および連邦国境警備隊に何らかかわりのない代役の可能性をも規定するものでなければならない」とした。ここでは明らかに連邦軍での兵役の例外処置として兵役拒否が規定されている。

2) 委員会による良心の審査

兵役義務法第26条以下で、良心の自由による兵役拒否の申請が真剣なものかどうかを決定するために、特別に兵役拒否者審査委員会を郡兵員調達署に設置することが規定された。この委員会は、「決定に際して申請者の全人格とその倫理的行動を考慮に入れなければならない」とされている。つまり、兵役を拒否するには、申請者のそれまでの言動、日常生活全般において非暴力を貫いている必要があると考えられている。政治的な信念や社会状況を理由とする兵役拒否は認められず信仰上・倫理上の良心に基づくと見なされた場合にのみ承認された。

審査委員会で、兵役を拒否しようとするものは、自らの良心を口頭で証明しなければならなかった。審査委員会は個人的な聴聞を行い、強盗に襲われた場合も非暴力に徹するのかなどといった質問をする場合もあり、審査は厳しかった。この審査

結果に不服のある場合には、行政裁判所に提訴することができるとされている。

審査では、何が良心なのか、どういう基準で十分な良心を備えているかどうかを判断するのかという困難な問題を抱えていた。果たして審査委員会が公平な判断ができるのかといった問題もあった。審査委員会による良心の審査がその構成メンバーに依存し、委員会の判断が恣意に流れやすく、真に良心の決定に基づく兵役拒否者が自己の良心的判断をうまく表現できないために承認されなかったり、逆に見せかけだけの申請者が巧みな表現のゆえに承認される可能性が問題視された。

福音教会は兵役拒否の問題に積極的に取り組んでおり、1950年にベルリンのヴァイセンゼー (Weißensee) で開催された教会会議では、ドイツの教会史上初めて公に兵役拒否者について議論された (Kubbig, S. 6 ff)。55年に行った「兵役拒否者の保護のための法的規則への提案」では、個人の内面の問題である良心は証明できないものであるとした。しかし、この問題が激しく批判されるようになったのは、60年代後半になってからであった。

3) 制度内少数者

再軍備、徴兵制復活に対する反対は国民の間に強かった。ドイツは二つの大戦の結果として分断された状態にあり、徴兵されれば自らの家族や親戚、友人を敵として攻撃しなくてはならなくなるので、そのような義務は到底許されない。しかも、核を使った戦争になれば老若男女を問わず多くの人々を殺戮することに荷担してしまう。といった議論がなされ、その抗議の激しさに、政府は召集の時期を遅らさざるをえなかつた程であった。そのような状況であったので、およそ1万人が兵役を拒否するであろうと政府当局は予想していた。ところが、58年までに兵役拒否の申請を行った者は2,447名であった。ようやく1万人に達したのは60年になってからであった。1957年から60年代半ばまでは、兵役拒否者の数は兵役に該当する青年の0.5%に過ぎず、軍や政府当局者らの予想をかなり下回っていた。彼らにとっては、絶対的な少数者としての兵役拒否者らは「われわれの自由な法治国家」に寄与する存在にとどまっていた (Kubbig, S. 62.)。

1960年に初めて民間代替役務 (ziviler Ersatzdienst) に兵役拒否者が就いた。このときまでに承認された3,848名に対して彼らが役務に就く仕事場は、800名分しか

なかった。民間役務の制度は未整備で、兵役拒否者として承認されても役務に就かない人もあった。このころの兵役拒否者はほとんどが、労働者、会社員、手工業者であった。

キューバ危機、ベトナム戦争と冷戦が緊迫感をもって感じられたとき、兵役拒否者は「弱虫」、「共産主義者」などとして非難された。申請者数は減少し、1964年には2,777名でその承認率はほぼ7割であった。

兵役義務法が制定されてから60年代末までに兵役を拒否するとの申請をしたのはキリスト教の信仰をもつ人びと、とりわけエホバの証人らであった。キリスト教の教えは暴力を否定し、敵を愛することを説いている。さらにエホバの証人は、世俗の権力に従うことが禁じられている。エホバの証人の兵役拒否者約2,000名のうち1,500名以上が、代替役務に就くことを拒否した。彼らは世俗の権力に仕えることができないので、西ドイツ国家のための役務を拒否したのである。そこで、68年に民間代替役務法が補充され、代替役務として国家と関わりのない病院などの服務が認められた。

【3】 転機：良心審査の放棄へ

1) 兵役拒否者の急増と質的変化

a. 社会的選択

兵役拒否者が大幅に増加したのは60年代末である。65年にアメリカがベトナム戦争で北爆を始めた。そこで展開された悲惨な光景は、史上初めて映像として瞬時に世界に発信された。その衝撃は大きく各地で反戦平和運動が展開された。また、徴兵されたアメリカ兵にも、脱走というかたちでその任務を拒否するものが相次いだ。

兵役拒否は個人的な良心の決定と理解されではならず、政治的な必要性として、民間役務を果たす兵役に代わる別の選択肢として新たに定義づけされねばならないというメッセージが、1967年にハノーファーでの福音教会会議から発信された。これに応えたのは学生運動であった。彼らは非常事態法に対する反対、財閥への批判の他にも、アメリカの政策を批判した。68年には学生運動が大きなうねりとなり、

議会外運動（APO）が活発になった時であった。既成の価値観、権威に反発し、物質主義的な考え方を否定する彼らには、軍隊内で「馬鹿げた」命令に従うことはできなかった。そして「ラブ・アンド・ピース」を訴えて戦争を否定した。また、連邦軍の社会・経済的機能についての分析がなされ、兵役拒否の新しい意味付けは若者らの意識に変化をもたらし、兵役拒否の申請者数が増加し、その動機も変化した（Kubbig S. 61f.）。

1957～71になされた良心の審査のうち230件を調査したところ、兵役拒否の根拠として67年以降に社会に関する主張が登場している。具体的には、ベトナム戦争、非常事態法、軍事産業・軍・経済界の利益統合への批判の他に、社会化の道具としての連邦軍の内政上の機能を理由にするもの、攻撃戦か防衛戦かはもはや区別できない、軍拡は偶発的な戦争勃発の危険性を大きくしている、といった内容である（Kubbig, S. 63.）。

このように、兵役拒否の理由として社会的・政治的な根拠を挙げる申請者が多かったため、承認率は3割にまで落ち込んだ。

兵役拒否者の増加・承認率の低下に伴い、良心の審査は労働組合や福音教会などから厳しく批判されるようになった。法律の専門家からも、個人の内面の問題である良心は外から証明できるものではないとの意見が出された。

b. 兵役拒否者支援組織の設置

良心的兵役拒否者権利・保護中央局（Zentralstelle für Recht und Schutz der Kriegsdienstverweigerer aus Gewissensgründen e. V.）は1957年に設立されていたが、60年代末から70年代はじめの時期に兵役拒否者へのさまざまな支援のための活動が組織化された。福音教会は、全ラント教会に相談窓口を設けていたのをはじめ、「福音教会兵役拒否者相談協会」（Evangelische Arbeitsgemeinschaft zur Beratung der Kriegsdienstverweigerer: EAK）を設立した。67年以降は定期的に週末などに兵役拒否や民間役務に関する情報を提供し、相談に応じた。カトリック教会も69年に「兵役拒否・民間役務のためのカトリック協会」（Katholische Arbeitsgemeinschaft für Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst: K A K）を設立している。また、民間役務服務者団体（Selbstorganisation der Zivildienstleistenden: SOdZDL）は71年に設立され、1892年からの歴史をもつドイツ平和協会は兵役拒否者協会と1974年に統合した（Deutsche Friedensgesellschaft-Vereinigte

Kriegsdienstgegner: DFG-VK）。公的な機関の整備も進み、民間役務のための連邦〔監察〕専門委員（Bundesbeauftragte für den Zivildienst）は71年に、民間役務顧問（Beirat für den Zivildienst）は73年に設置された。

このような組織による会議などの活動を通して、兵役拒否者が増加した。また1969年に政権に就いた社会民主党（Sozialdemokratische Partei Deutschland-spd）のブランド（Willy Brandt）首相による緊張緩和政策、ベトナム戦争の集結といった状況の中で、76年には申請者は4万人に及んだ。

2) 兵役義務法改正

a. 良心の審査手続きの廃止

当時の国防相ヘルムート・シュミット（Helmut Schmidt）は良心審査制度の廃止を弁護する発言をしている。73年からは「民間代替役務」から「民間役務」と名称が改められた。

77年には兵役義務法が改正され、第25a条1項で「未服役の兵役義務者で、まだ召集を受けておらず、かつ、兵員不足のための補欠として短期間召集されることがある旨の文書による通知を受けていない者は、基本法第4条3項1段を援用して、良心上の理由に基づいて、国家間におけるあらゆる武器使用に参加することに反対し、したがって武器を持ってする軍務を拒否する旨を郡兵員調達署に宣言した者は、兵役に代えて非軍事役務に従事する。」とした。旧法で審査手続きを定めていた第26条も次のように改められた。「第25a条第1項による宣言は、文書により、又は郡兵員調達署における筆記の方法により、これをおこなうものとする。」この改正法は、兵役義務法が定めていた、兵役拒否者に対する審査手続きを基本的に廃止し、良心に基づいて兵役を拒否する旨の文書による「宣言」をすることだけでこれを認めようとするものであった。（ただし、すでに連邦軍で服役中の兵士・予備役については、個人的な聴聞が行われる。）

同時に、代役の期間は従来の16ヵ月から18ヵ月に延長された。これは、兵役よりも長期間で、良心の審査の困難さと、それに伴う恣意性を排除するための手段とされた。

文言上は良心上の理由に基づくと限定されているが、良心が本物であるかどうか

かの審査はされなくなり、郡兵員調達署に宣言した者は、宣言するだけで兵役を拒否することができるようになった。この手続きの極端な簡素化に伴い、非軍事任務への申請者が急増した。76年の申請者は約4万人であったのが、77年には7万人が申請している。

b. 違憲判決

野党がこの改正法を「はがき法」と批判し、兵役拒否について規定している基本法第4条3項、代役を定めた第12a条第2項に違反し、さらには一般的平等条項（第3条1項）および防衛上の公平の原則にも違反するとして連邦憲法裁判所に提訴した。78年4月13日に出された判決は、この主張をほぼ全面的に認め、この法律全体を違憲・無効とするものであった。改正法は施行から4カ月半で無効となった。その結果、78年には民間任務への申請者数は4万人に戻った。

この判決の傍論において、代役の期間を24カ月まで延長することの合憲性が示唆されており、このことが新たな制度に影響を与えることになった。

c. 申請者数のさらなる増加

「はがき法」が無効となった後、申請者数は急減したが、長期的な増加傾向は変わらなかった。1979年のNATOのいわゆる「二重決定」により、ヨーロッパでの限定的核戦争の恐れが生じた。両ドイツ国内には中距離核ミサイルが配備されることになったため、冷戦が激化したとき真っ先に戦場になるのはドイツ領土であると考えられた。多くの市民が参加して平和運動が展開され、核ミサイルが配備される81年にポンで開かれた集会にはおよそ30万人が参加した。核ミサイルが対峙するドイツでは、通常兵器の意味、延いては国防の意味そのものが薄れた。西側体制の安全保障と国家の安全保障がドイツの場合一致しなかったのである。

「はがき法」の場合を除いて、70年代の承認率はほぼ5割と厳しいものであった。

3) 良心的兵役拒否新秩序法：「面倒な選択」

1978年秋から80年夏にかけて与党・野党でなされた兵役義務法改正の試みはいずれも立法化には至らなかった。コール（Helmut kohl）首相（キリスト教民主同盟Christlich Demokratische Union: CDU）の率いる新政権の下で、83年になって改

正法が成立し、「良心的兵役拒否法および非軍事役務法の新秩序のための法律（良心的兵役拒否新秩序法）」が制定された。これにより兵役義務法の一部としての兵役拒否者規定であったのが、独立した良心的兵役拒否者に関する法律となった。

同法第1条は、「良心上の理由に基づいて、国家間のあらゆる武器使用に参加することに反対し、したがって、基本法第12a条2項による代役として、連邦国防軍以外の非軍事役務に従事しなければならない」という基本原則を定めている。この規定は56年の旧法と基本的に同じである。第2条では、この資格が申請に基づいて決定されること、その申請が書面または郡兵員調達署での筆記の方法によりなされること、その申請には基本法第4条第3項の基本権の援用が含まれていなければならず、詳しい経歴および良心の決断への動機に関する個人的かつ詳細な表明並びに（連邦中央記録法に基づく）犯罪歴の有無などを記した品行証明書を添付しなければならないことなどが定められている。申請が完全で不備がなく、申請者の動機の表明が兵役拒否の権利を理由づけるのに適しており、記載の事実性について疑義を抱くことに理由がないときは、その申請者は聴聞なしに、兵役拒否者として承認される。

この点では78年改正法の「宣言」手続きに類似しているが、審査委員会が復活しており、申請の真実性に疑義を抱くことに理由がある場合には、委員会で原則として個人的な聴聞を経て決定される。だたし、実際の運用にあたっては、良心の真実性の審査には憲法上の問題も伴うので、「面倒な選択肢」とすることによって、事実上の審査を放棄した。面倒な選択とは民間役務の期間が軍務と比べて3分の1長期間にされているからである。同法第2条は、「非軍事的役務は基礎兵役より3分の1だけ長期にわたる」とし、代役の期間を基礎兵役の期間に依存させる方法を採用している。書類に不備のある場合にのみ承認されなくなったので、80年代には信仰によらない理由で兵役を拒否した人が半数以上（Kuhlmann, S. 103）となっていたにもかかわらず、承認率は常に85%以上であった。

基本法第12a条2項2段は「代役の期間は兵役の期間を超えるものであってはならない」としてある。この規定に基づき、新秩序法は民間役務期間がより長期間であることについて違憲であると提訴された。しかし、兵役は、基礎兵役と防衛訓練を含む概念であり、1983年の時点では防衛訓練は一番階位の低い兵卒で最高9カ月間で

あるから、代役の期間は兵役よりは長くないことになる。連邦憲法裁判所は「立法者は新法において、従来の口頭での理由づけ等を詳しく聴聞することによって、申請者の主張する良心の決断を確認するという目的を、他のやり方で確認する方法を採用した。つまり、代役期間を基礎兵役（15ヵ月）に対して5ヵ月だけ延長し、これを良心の決断の存在を知るための主たるしとしたのである。このように代役を加重するやり方は、まず何よりも、基本法第4条第3項の基本権が真正の良心的兵役拒否者によってのみ援用されることを確保するはずのものである。」とし合憲の判断を下した。

(表1) 民間役務・兵役期間

制定／改正 年	民間役務期間	基礎兵役期間
1960	12ヵ月	12ヵ月
1962	18ヵ月	18ヵ月
1973	16ヵ月	15ヵ月
1977	18ヵ月	15ヵ月
1978	16ヵ月	15ヵ月
1984	20ヵ月	15ヵ月
1990	15ヵ月	12ヵ月
1995	13ヵ月	10ヵ月

民間役務が基礎兵役の3分の1だけ長期間であることは、兵役拒否者にとって大学進学の時期が一年遅れることになる。就職も兵役義務を連邦軍で果たした人よりも遅くなり、金銭的にも不利になるとの主張もある (Tobiassen, S. 178)。期間の問題以前に兵役の代わりであるとの認識から、軍役を拒否しようとするものは、軍役を果たす場合には不要である申請書をそろえねばならないところでも「面倒な選択」となっている。

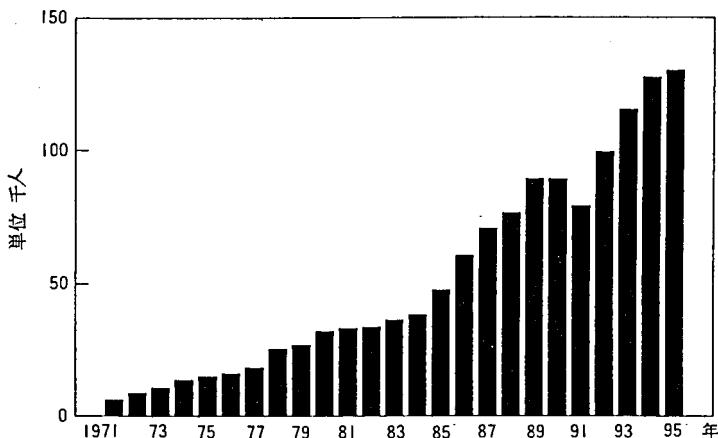
【4】 社会福祉の一環としての民間役務

1) 民間役務

民間役務に就く人のほぼ70%が福祉関連の仕事に従事する。看護、介護、救急、レスキュー隊、重度身体障害者宅での介護などである。受入団体は、非営利団体に限られており、新旧教会奉仕活動、ドイツ赤十字、ドイツ病院協会、ドイツユースホステル協会などが主な派遣先である。民間役務者が介護・看護などに直接携わる職務に就く場合は、一定期間の教育を受けねばならない。給金（90年では約900～1200円／日）・経費は国家から毎月支払われる。

90年代末には福祉関連の仕事に従事する民間役務服務者が年間10万人に達し、西ドイツ社会福祉業務のおよそ10%を占めるに至った。福祉団体のなかには、民間役務服務者の存在を前提とし、若手スタッフの10%に及ぶところもある（Kuhlmann, S. 101）。

(図1) 民間役務者



(出典) Bundesamt für den Zivildienst, Daten und Fakten zur Entwicklung von Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst, 5. Auflag 1996, S.18

Diakonisches Werk in Hessen und Nassau, 25 Jahre Zivildienst: Kritische Beitraege zu einem "denkwürdigen Ereignis", Themen der Diakonie, 13, November 1986, S. 23. より作成

(表2) 民間役務職務別比率

職種	1981	1983	1985	1987	1989	1991	1993	1995
1	46.8%	55.9	58.4	60.8	49.9	49.1	48.5	49.7
2	12.7	11.6	10.9	9.6	8.8	8.1	6.9	6.3
3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.7	12.9	12.1	11.3
4	3.0	3.0	2.7	3.9	5.2	6.4	6.4	5.0
5	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	0.5	0.7
6	5.6	4.5	4.7	4.5	4.5	4.5	4.9	5.1
7	1.0	0.9	1.3	1.6	1.6	1.7	3.0	3.7
8	5.4	3.4	3.2	2.7	2.5	2.3	2.0	1.8
9	10.7	10.8	12.1	12.1	11.6	11.9	13.6	13.0
10	2.5	1.9	2.0	1.9	1.8	1.7	2.8	2.4
11	12.3	8.5	3.4	1.4	1.0	0.8	0.7	1.0
12	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

職種 1：看護・介護

2：患者運搬・救助

3：高齢者・障害者在宅介護

4：重度心身障害者個別介護

5：重度心身障害者（小児）個別介護

6：公共扶助（調理、障害児の送り迎えなど）

7：環境保全

8：車両運転

9：手工業（施設での家事一般、障害者作業所での手工業）

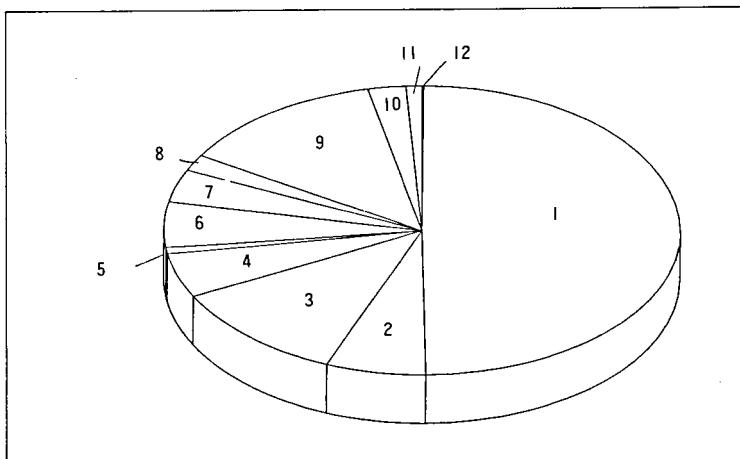
10：造園・農業

11：行政職務

12：トップスポーツ選手

Bundesamt fuer den Zivildienst, Daten und Facten zur Entwicklung von Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst, 5. Auflag 1996, S. 22. より作成

(図2) 民間役務職務別比率 1995年



Bundesamt für den Zivildienst, Daten und Fakten zur Entwicklung von Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst, 5. Auflag 1996, S. 22. より作成

若者の間では、兵役の人気が下がり、民間役務への期待が大きくなってきている。アンケート調査によると、1984年には60%の青年が兵役の方が人々に尊敬されると考えていた。ところが、94年にはそのように考える青年は40%に満たず、軍役は退屈で無駄な仕事であるとしている青年は37%であり、32%の青年しか軍役に期待を抱いていない。それに対して、民間役務が自分の役に立つであろうと期待する若者は40%，退屈だと思うものは25%にとどまっている (Pressse- und Informationsamt, S. 2)。兵役を拒否するのは高学歴者が多いという調査結果もある (Kuhlmann, S. 103)。

2) 社会における民間役務服務者への評価

1986年の民間役務発足25周年に、73年からの管轄省である青年・家族・女性と健康省大臣リタ・ズースムート (Rita Süßmuth 当時) が、民間役務に就く人も、兵役を果たす人と同様に公共のために尽くしているとして公式に謝意を示した。世論調査は85年以降、軍役がより否定的に評価されるようになったことを示している。

85年に民間役務従事者を肯定的に評価した人は39%，否定的な評価をした人は33%であったが，3年後には，前者が43%に増加し，後者は27%にまで減少している（von Bredow, S. 294）。89年に行われたドイツを代表するような大企業の人事担当者への調査にも，民間役務服務者に対する肯定的な評価が示されている。連邦軍での兵役に就いた者は，きちょうめん，自制心，チームワークの面で評価が高い一方，民間役務従事者の方が，創造性，自律性，責任感といった経営に役立つ訓練を積んでいるとしている（Staufer, S. 216f）。

「ツィヴィ」らが広く社会で好意的に受け入れられる背景には，まず強い脅威を感じる「敵」が意識されなくなったことがある。世論調査によると，東からの脅威を感じる西ドイツ人は，1976年には37%で，心配していない人が51%であった。ソ連のアフガン侵攻（79年）のために79年には脅威を感じる人は65%，感じない人が25%となったが，83年には脅威を感じる人は53%に，87年には26%に減少し，89年にはわずか14%であった（Engels, S. 21）。

人々の価値観の変化も兵役・民間役務への評価に関わっている。勤勉，従順，服従といった性質の価値は低下し，代わって自己実現，自立，参加が大切であると思われるようになった。これらは軍隊内の命令服従原則に反するものである。そして，大規模な組織，発展，成長に対する懷疑と共に，環境，資源枯渇，軍拡の方が現実に迫る脅威として受け止められる様になった。

1990年にはイラクへのドイツ軍事産業からの不正輸出が明るみにでた。軍隊の在り方の方向性が見いだせないと感じられる中，ますます民間役務のほうが意義ある存在であると評価される。91年に勃発した湾岸戦争は兵役拒否者をさらに増大させたにとどまらず，連邦軍の在り方そのものをめぐっての議論を巻き起こした。

3) 「一般奉仕義務」をめぐる議論

統一後，ドイツ連邦共和国は隣にいた敵を失った。NATO軍の存在意義であったワルシャワ条約機構軍は解体された。このような世界情勢の変化にしたがって，連邦軍は縮小され，兵役は廃止されるべきとの議論もなされるようになった。しかし，兵役がなくなるとその代替役務である民間役務も廃止されることになる。そうすると，民間役務として安価に供給できる労働力が失われ，ドイツの社会福祉政

策が成り立たなくなってしまう。

そこで、現在、男性にのみ課されている兵役を改めて、女性も含めた「一般奉仕義務」の導入が議論されている。この義務に対する評価はアンケート調査では肯定的である。この「一般奉仕義務」は連邦軍での軍役はひとつの選択肢となっている。青年らにどの役務に就きたいかを問うと、福祉関係が最も多く、軍役の人気は低く、男性でも14%、女性ではわずか1%の若者しか連邦軍での役務を希望しないと答えている（von Bredow, 1995, S. 58）。当時与党であったキリスト教民主同盟（CDU）は94年に開催された党大会で、兵役に代わって男子に一般奉仕義務を課すことについて否決したが、激しい議論の末の僅差であった（FAZ）。

結び

近代国家の所産である徴兵制は、やはり近代国家で尊重されるべきであると考えられた個人の自由権と抵触するものであった。そのために、例外処置として良心に基づく兵役拒否を国家は認めざるを得なかった。

ドイツ連邦共和国では、二つの大戦を引き起こした過去から敗戦後、兵役拒否者の個人の内面の自由が保障された。しかし、兵役の例外としての民間役務に就くためには、良心という自らの内面を国家に対して証明しなければならなかつた。そのことは国家が個人の内面を評価することを意味した。兵役拒否者が増加することで、制度のもつ問題性が顕著なものとなり、国家は個人の内面を評価することを放棄した。

そこで、兵役を拒否するには所定の手続きをとることで足り、軍役に代わる「別の選択肢」となった。制度が整備されることで、兵役を「拒否」することは簡単な決心、選択の問題となり、兵役拒否者のさらなる増加を促進した。この制度が、社会における兵役拒否に新たな意味を与えることになった。民間役務では市民の身近なところで従事し、兵役拒否者らが社会の中に広く受け入れらる存在となつた。

兵役をめぐって国家と個人は鋭く対峙した。祖国防衛のためには強制される軍役が認められてきた一方で、それを拒否する国民には代替役務が課せられた。しか

し、兵役を前提としない民間役務の義務化は、国家による「強制労働」にあたるので認められないという議論がある。ドイツ連邦共和国における兵役拒否の問題は、国家による国民への強制をめぐる問題を提起している。

引用・参考文献

- Berger, Sebastian, Zivildienst: Ein Überblick über Wesen und Durchführung, in Kriegsdienstverweigerung DJP-Jugendpressenmaterial, Nr. 12. Oktober, 1993.
- Bundesministerium der Verteidigung, Ergebnisse aus der Meinungs- und Motivforschung Jugend und Bundeswehr (SINUS/Muenchen 1994), Bonn, 13. Dezember 1994
- Bundesamt für den Zivildienst, Daten und Fakten zur Entwicklung von Kriegsdienstverweigerung und Zivildienst, 5. Auflag 1996
- de Witt, Siegfried/Wolfgang Brinkel Hansjörg Wurster/Hanspeter Schmidt, Ratgeber für Kriegsdienstverweigerer, Köln, Dreisam, 1991
- Diakonisches Werk in Hessen und Nassau, 25 Jahre Zivildienst: Kritische Beiträge zu einem "denkwürdigen Ereignis", Themen der Diakonie, 13, November 1986
- Engels, Henny/Helmut Zander, Den Kriegsdienstverweigern?: Wirkungsanalyse der Beschlüsse der Katholischen Jungen Gemeinde (KFG) zur Kriegsdienstverweigerung, Bonn, Justitia et Pax, 1991
- Evangelische Arbeitsgemeinschaft zur Betreuung der Kriegsdienstverweigerer (Hg.), Wehrdienst und Gewissen, Nr. 5, (November 1985)
- (Hg.), Europäische Kirchen und Militärdienstverweigerung aus Gewissensgründen- Ein Beitrag zum Konziliaren Prozess für Gerechtigkeit, Frieden und Bewahrung der Schöpfung, EAK-Kongresskodumentationen, Nr. 8. Bermen, 1990
- Finckh, Ulrich, Der Golfkrieg hat Konsequenzen: Der zukünftige Auftrag der Kirche für die Beratung der Wehrpflichtigen, in: Junge Kirche, 52. Jg. Heft 8/1991
- Frankfurter Allgemeine Zeitung (FAZ) v. 23. 2. 1994
- Jannig, Heinz/Klaus Pokatzly/Hans Jürgen Röder/Peter Tobiassen (Hg.), Kriegs-/Ersatzdienst-Verweigerung in Ost und West, Essen, Klartex, 1990
- Kubbig, Bernd W., Kirche und Kriegsdienstverweigerung in der BRD, Stuttgart, Kohlhammer, 1974
- Kuhlmann, Jürgen/Ekkehard Lippert, The Federal Republic of Germany: Conscientious Objection as Social Welfare, in: Charles C. Moscoso, John Whitedclay Chambers II ed., The New Conscientious Objection, Oxford University Press, 1993
- Pokatzky, Klaus (Hg.), Zivildienst: Friedensdienst im Inneren, Hamburg, Rowohlt, 1983
- Presse-und Informationsamt der Bundesregierung Referat Sicherheitspolitik, Wehrdienst

-Kriegsdienstverweigerung-Zivildienst, Bonn, April 1992

Schoch, Friedrich K., Zur Verfassungsmässigkeit der Neuregelung des Rechts der Kriegsdienstverweigerung, Heidelberg, Decker & C. F. Müller, 1985

Stauffer, Walter R. W., Ich bin Zivi: Ein Handbuch für Zivildienstleistende, Hamburg, Rowohlt, 1990.

Tobiassen, Peter/Heinz Jannig, 'Abrüstung auch im Zivildienst', in: Wilfried von Bredow, Conscription, Conscientious Objection, and Civic Service: The Military Institutions and Political Culture of Germany, 1945 to the Present, in Journal of Political and Military Sociology, 1992, Vol. 20 No. 2 (Winter) 289-303

Von Bredow, Die Zukunft der Bundeswehr: Gesellschaft und Streitkräfte im Wandel, Opladen, Leske+Budrich, 1995

Zentralstelle für Recht und Schutz der Kriegsdienstverweiger aus Gewissensgründen e. V., Protokoll der Mitgliederversammlung vom 16. März 1991

阿部知二『良心的兵役拒否の思想』岩波書店, 1969年

市川ひろみ「東ドイツの兵役拒否—その原理と社会的展開ー」『平和研究』第22号 1997年 82~91頁

稻垣真美「兵役を拒否した日本人ー灯台社の戦時下抵抗ー」岩波書店, 1972年

榎原巖『良心的反戦論者のアナプティスト的系譜』平凡社, 1974年

笹川紀勝「良心的兵役拒否権ーポン基本法第四条三項の構造と特質(一)~(三)」『北大法学』18巻 156~199, 348~393, 610~647頁

佐藤功「『良心的反戦論者』の問題ー『良心の自由』の一問題」『法学セミナー』1964年8月号, 13~19頁

初宿正典「良心的兵役拒否の自由と平等原則」佐藤幸治／初宿編「人権の現代的諸相」有斐閣, 1990年

平野義太郎「西ドイツ徴兵法と兵役拒否者」『法律時報』28巻11号 78~79頁

宮田光雄『平和の思想的研究』創文社, 1978年